

電気需給約款附則（低圧、高圧・特別高圧）新旧対照表

1. 低圧

変更前	変更後
<p>1 本約款の実施期日 本約款は、2023年4月 1 日から実施いたします。</p>	<p>1 本約款の実施期日 本約款は、2024年 1月 1 日から実施いたします。</p>
<p>2 「15 料金の算定および算定期間」について</p> <p>(1) 日本国政府による「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」における「エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援事業」の「電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金」(以下、「本事業」といいます。)にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客様の燃料費調整単価は、お客様に適用される電気料金プラン約款に規定する燃料費調整単価から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p>(2) (1)は、本事業の終了とともに効力を失うものといたします。</p>	<p>2 「15 料金の算定および算定期間」について</p> <p>(1) <u>2024年 1月 31 日までに支払義務が発生するものについては</u>、日本国政府による「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」における「エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援事業」の「電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金」(以下、「<u>現事業</u>」<u>と</u>いいます。)にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に<u>現事業</u>の対象となるお客様の燃料費調整単価は、お客様に適用される電気料金プラン約款に規定する燃料費調整単価から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、<u>現事業</u>の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p><u>(2) 2024年 2月 1 日以降に支払義務が発生するものについては</u>、日本国政府による「<u>デフレ完全脱却のための総合経済対策</u>」における「<u>物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援</u>」の「<u>電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金</u>」(以下、「<u>新事業</u>」<u>と</u>いいます。)にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に<u>新事業</u>の対象となるお客様の燃料費調整単価は、お客様に適用される電気料金プラン約款に規定する燃料費調整単価から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、<u>新事業</u>の内容に変更が発生した場合は、<u>変更後の内容によるものと</u>いたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p><u>(3) (1)は現事業、(2)は新事業の終了とともに効力を失うものと</u>いたします。</p>

2. 高圧・特別高圧

変更前	変更後
<p>1 本約款の実施期日 本約款は、2023年 10月 1 日から実施いたします。</p>	<p>1 本約款の実施の期日 本約款は、2024年 1月 1 日から実施いたします。</p>
<p>2 「28 料金の算定および算定期間」について</p> <p>(1) 日本国政府による「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」における「エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援事業」の「電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金」(以下、「本事業」といいます。)にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に本事業の対象となるお客様の燃料費調整単価は、お客様に適用される高圧業務用電力および高圧電力の燃料費調整単価から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、本事業の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p>(2) (1)は、支援事業の終了とともに効力を失うものといたします。</p>	<p>2 「28 料金の算定および算定期間」について</p> <p>(1) <u>2024年 1月 31 日までに支払義務が発生するものについては</u>、日本国政府による「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」における「エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援事業」の「電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金」(以下、「<u>現事業</u>」<u>と</u>いいます。)にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に<u>現事業</u>の対象となるお客様の燃料費調整単価は、お客様に適用される高圧業務用電力および高圧電力の燃料費調整単価から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、<u>現事業</u>の内容に変更が発生した場合は、変更後の内容によるものといたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p><u>(2) 2024年 2月 1 日以降に支払義務が発生するものについては</u>、日本国政府による「<u>デフレ完全脱却のための総合経済対策</u>」における「<u>物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援</u>」の「<u>電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金</u>」(以下、「<u>新事業</u>」<u>と</u>いいます。)にもとづき、「支援補助金」が支給されている期間に<u>新事業</u>の対象となるお客様の燃料費調整単価は、お客様に適用される高圧業務用電力および高圧電力の燃料費調整単価から支援補助単価を控除した単価を適用します。なお、<u>新事業</u>の内容に変更が発生した場合は、<u>変更後の内容によるものと</u>いたします。また、適用期間および支援補助単価は当社ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p><u>(3) (1)は現事業、(2)は新事業の終了とともに効力を失うものと</u>いたします。</p>